

令和6年度

第2回

立木公売のご案内
(分収育林)

と き 令和6年5月30日(木)

10時00分開始

10時10分締切 (即時開札)

ところ 和歌山森林管理署

令和6年度

第2回 立木(分収育林・皆伐)

国有林野産物公売公告

次のとおり一般競争入札参加有資格者による公売を行いますので、公売物件一覧表外を参照し、現地熟覧のうえ国有林野の産物売払規程・国有林野事業林産物売買契約約款・入札者注意書並びに特約事項を承諾して、指定日時に入札してください。

入札場所	和歌山森林管理署 会議室			延納を認める範囲	官収分(別紙1のとおり)についてのみ認めます。民収分については現納とします。	
産物の種類 数量及び 所在場所	種類	スギ・ヒノキ外	代金の延納 (1件の契約 代金が150 万円以上のと き)	延納期間	立木1～6号:10ヶ月以内	
	口数	6口			延納担保 及び利率	銀行支払 保証手形
	本数	61,940本		上記以外		1.10%
	数量	33,298.29 m ³				
	詳細並びに場所は、別紙「公売物件一覧表」のとおり					
入札日時	令和6年5月30日(木)		物件の引渡期間	代金を完納した日又は延納担保提供の日から15日以内		
	開始時刻	10時00分	物件の搬出期間	立木1～6号:36ヶ月以内		
	締切時刻	10時10分		入札保証金	免除します。 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額(消費税及び地方消費税を除く)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。	
	即時開札					
郵便入札期限 及び受付場所	令和6年5月29日(水) 17時00分 和歌山森林管理署					
契約締結期限	令和6年6月19日(水)					
代金納入 及び 延納担保 提供期限	契約締結の日から20日以内					

その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 契約書案等は当署において閲覧してください。 2 現地案内参加希望者は事前に当署担当者までご連絡ください。 3 入札の結果、落札となった場合は、落札者名を記載した入札結果（分収育林等を除く）を森林管理局ホームページにおいて公表しますので、ご了承ください。 4 その他詳細は当署へお問い合わせください。
-----	---

特約条項等

- 1 入札にあたっては、一般競争参加資格（林産物売払い）の有資格者であることが必要となります。
- 2 別記「特約事項」に留意し、和歌山森林管理署の指示に従うものとします。
- 3 納付期限及び延納担保の提供期限満了の日が、土曜日、日曜日、国民の祝日及びその他の休日（金融機関等の休業日を含む）にあたる場合は、満了の日をその前日（前日が土曜日、日曜日、国民の祝日及びその他の休日（金融機関等の休業日を含む）の場合はさらに繰り上げていく）とします。
- 4 売払物件は、代金の全部（国有林野の産物売払規程第27条第2項による違約金を徴収する場合にあつては、代金の全部及び当該違約金）の納入があった日又は代金延納担保の提供（同規程第29条第2項による違約金を徴収する場合にあつては、代金延納担保の提供及び当該違約金の納入）があった日（代金延納担保の提供を免除する旨の特約がある場合には、契約締結の日）から15日以内に買受人立会のうへ引渡すものとします。
- 5 売買代金の延納については、担保が金融機関の支払保証した支払保証手形であるときは、当該金融機関の保護預り証及び分任契約担当官の定める様式により当該金融機関が作成する請書に、担保物件差入書を添えて分任契約担当官に提出してください。
なお、民収分については、売買代金の延納は認められませんので現納とします。
- 6 物件の引渡しにあたっては、代金納入領収書(写)及び民収分の代金を納入したことが確認できる書類の写しを提出してください。
- 7 郵便入札の場合は、必ず書留によるものとし、封筒の表に「令和6年度第2回立木公売の入札書在中」と「売払番号」を朱色で明記してください。
- 8 入札金額は、消費税及び地方消費税を除いた金額であるので、契約金額は、入札金額の10%に相当する金額を加算した金額とします。
- 9 適格請求書（インボイス）については、別紙2のとおり。
- 10 別紙3「暴力団排除に関する特約条項」のとおり。

この入札及び契約は、分任契約担当官 和歌山森林管理署長 澤井 良一 が担当します。

令和6年4月12日

近畿中国森林管理局 和歌山森林管理署

〒646-0011 和歌山県田辺市新庄町2345-1

TEL 050-3160-6120（代表）

e-mail kc_wakayama@maff.go.jp

別紙

公 売 物 件 一 覧 表 (令和6年5月30日入札)

売払 番号	物件所在地	樹種	種別	伐採種	面積 (ha)	人 天 別	本数 (本)	材積 (m ³)	林齢 (年齢)	搬出 期間	備考 (主な法指定等)
立木1号	和歌山県伊都郡高野町 高野山国有林210い林小班	スギ外6	生立木	皆伐	区域 6.80	人	6,278	3,927.52	70	36ヶ月	水源涵養保安林 国定公園第3種特別地域
立木2号	和歌山県伊都郡高野町 高野山国有林210い・ろ林小班	スギ外5	生立木	皆伐	区域 9.50	人	11,308	5,472.26	58・70	36ヶ月	水源涵養保安林 国定公園第3種特別地域
立木3号	和歌山県伊都郡高野町 高野山国有林218は1林小班	スギ外8	生立木	皆伐	区域 13.85	人	13,178	6,350.16	71	36ヶ月	国定公園第3種特別地域
立木4号	和歌山県伊都郡高野町 高野山国有林218は1,219は林小班	スギ外6	生立木	皆伐	区域 15.89	人	13,737	7,371.49	70・71	36ヶ月	水源涵養保安林 国定公園第3種特別地域
立木5号	和歌山県伊都郡高野町 高野山国有林219に林小班	スギ外6	生立木	皆伐	区域 7.97	人	6,558	4,590.43	74	36ヶ月	水源涵養保安林 国定公園第3種特別地域
立木6号	和歌山県伊都郡高野町 高野山国有林220ろ林小班	スギ外3	生立木	皆伐	区域 9.60	人	10,881	5,586.43	66	36ヶ月	水源涵養保安林 国定公園第3種特別地域
計					63.61		61,940	33,298.29			

・上記物件の種類及び数量等は令和4年8月～10月(立木1号、4号)、令和5年9月～11月(立木2号)、令和5年9月(立木3号)、令和4年8月(立木5、6号)実施の収穫調査に基づいたものです。

・上記物件の林齢は公売公告時点の林齢です。

・搬出条件や生育具合など各物件に関するご質問等ございましたら、下記担当者へお問い合わせください。

・直近の間伐作業は以下のとおり実施しています。

立木1号：平成17年3月、立木2号：平成20年12月、立木3号：平成15年12月、立木4号：平成17年3月、立木5号：平成14年12月、

立木6号：平成13年3月

・現地案内を希望される方は、令和6年5月15日(水)17時までに下記担当者までご連絡ください。日程調整の上、実施します。

【立木1～6号物件担当者】

和歌山森林管理署 高野森林事務所 地域統括森林官(高野・岩出担当区) 香川 直樹

事務所電話 0736-54-2901(携帯電話 090-1139-5929)

別紙 1

官 収 分

代金の延納 (1件の契約代金 が150万円以上 のとき)	延納を認 める範囲	立木1号	官収分(96.30%)についてのみ認めます。
		立木2号	官収分(92.76%)についてのみ認めます。
		立木3号	官収分(96.16%)についてのみ認めます。
		立木4号	官収分(88.17%)についてのみ認めます。
		立木5号	官収分(82.34%)についてのみ認めます。
		立木6号	官収分(91.68%)についてのみ認めます。

○ 適格請求書（インボイス）の交付

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。入札に際し、注意願います。

※ 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額は、契約金額に含まれる消費税相当額（税率10%）とは一致しない場合があります。

※ 当該割合は、現時点で把握している数値であり、変動する場合があります。

1号物件	9.63%
2号物件	9.27%
3号物件	9.61%
4号物件	8.81%
5号物件	8.23%
6号物件	9.16%

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を得る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を売買物件の全部又はその一部の販売又は譲渡の相手及び買受けに伴う作業の請負人又は当該作業を受託した者（以下「転売先等」という。なお、買受けに伴う作業の請負又は委託が数次にわたるときは、全ての請負先又は委託先を含む。）としないことを確約する。

(転売等に関する契約解除)

第4条 乙は、引渡前（立木販売・概算販売については、搬出・引渡完了時まで）に転売先等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該転売先等との契約を解除し、又は転売先等に対し当該解除対象者（転売先等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が転売先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは転売先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該転売先等との契約を解除せず、若しくは転売先等に対し当該解除対象者（転売先等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除による売買代金の返還等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、搬出未済の物件（伐倒木及びその加工品・副産物（土石を除く）を除く。）であって当該契約の解除された部分に係るものは、甲に帰属するものとし、甲は、これに相当する代金を乙に返還するものとする。

2 前項の規定により甲から乙に返還される金額に対しては、利息を付さない。

3 第1項により甲から乙に代金を返還する場合は、甲はその代金の算定に必要な調査を行うものとし、乙はその調査に要する費用の全てを支払うものとする。

4 甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、乙が甲に納付した契約保証金は甲に帰属し、契約保証金が免除されているときは売買代金の100分の10に相当する金額を違約金として、甲の指定する期限までに甲に納付しなければならない。

5 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときであって、前項の規定によりその損害の全部を償うことができないときは、その不足額を賠償するものとする。

6 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

7 乙は、引渡後（立木販売・概算販売については、搬出・引渡完了時以降）に自ら又は転売先等が解除対象者であることが判明したときは、売買代金の100分の10に相当する金額を違約金として、甲の指定する期限までに甲に納付しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は転売先等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は転売先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

分収育林の立木販売（皆伐）における特約事項 （立木1号～6号物件）

1 販売対象木

（1）立木1～6号は分収育林に係る皆伐の物件です。販売対象木は、全て伐採・搬出するものとします。

2 立木の調査方法及び現物熟覧

1～6号物件の立木調査は、樹高標準地／直径毎木調査法により行っています。

入札に参加を希望される場合は、必ず事前に現物を熟覧（運搬条件を含む）してください。

3 代金の支払い方法

分収木の売買代金は国及び分収育林契約者に分収金（消費税相当額を含む）として、分収割合に応じて払い込んでください。分収育林契約者の分収金額については、国が指示した金額とします。

（1）国に支払う代金（以下、「官収分」という。）は、国の発行する納入告知書により納付してください。

（2）分収育林契約者に支払う分収金（以下、「民収分」という。）は、国が指定する分収育林契約者の振込金融機関の口座に払い込んでください。

【分収育林契約者の人数（口数）】※入札公告時点

・立木1号	2名	（ 2口）
・立木2号	5名	（ 5口）
・立木3号	4名	（ 4口）
・立木4号	12名	（13口）
・立木5号	21名	（21口）
・立木6号	6名	（ 6口）

（3）上記に係る分収金振込先金融機関情報の使用にあたっては、売買契約締結後に別紙4「個人情報の取扱いに関する誓約書」を提出してください。

（4）契約者の受取拒否等により供託が必要となる場合がありますので、該当する法務局へ代金の納付期限までに供託を行ってください。

（5）入札公告時点の供託予定箇所は、別紙5「供託予定箇所一覧表」のとおりです。
なお、供託者数については契約締結日若しくは振込完了までに増減することがあります。

（6）これら振込等にかかる費用は全て買受人において負担してください。

4 延納金及び延滞金

- (1) 売買代金の延納は、官収分についてのみ認めるものとし、民収分は現納してください。
- (2) 売買代金の支払に係る延滞金については、官収分に係るものは国に、民収分に係るものは各契約者に支払ってください。

5 搬出支障木の取扱い

- (1) 売払区域外の搬出支障木については、分収育林及び分収造林以外の国有林についてのみ認めますが、支障木の発生は最小限とし、事前に和歌山森林管理署及び管轄の森林事務所に相談してください。
- (2) 搬出支障木は、買受人の行った選木及び標示について和歌山森林管理署長が確認し適切と認めた場合、公売物件とは別に売買契約を締結し、当該売買代金の納付が確認された後に搬出が可能となります。

6 林地保全に配慮した森林施業の実施

- (1) 別紙6「主伐時における伐採・搬出指針」を遵守し、立木の伐採・搬出作業を行ってください。
- (2) 別紙7「伐採及び搬出に係るチェックリスト」を契約締結後速やかに提出してください。
- (3) 森林作業道を作設する場合は、森林作業道を作設する場合には、別紙8「森林作業道作設仕様書」に基づき作設してください。
- (4) 森林作業道の線形及び土場を記載した路線計画図を提出し、森林管理署長の承認を受けること。
- (5) 搬出終了後の施工状況等の検査により、林地保全上特に問題があると認められる場合は、植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の措置を講じさせる場合があります。

7 保安林等による法令制限

当該箇所が保安林等の法令制限がある場合、区域外の搬出支障木の伐採及び区域内外を問わず搬出のための土地の形質変更等については、買受人が関係機関へ許可申請などの手続きを行うものとし、この手続きが完了した後に作業を行ってください。

なお、本物件は全て高野龍神国定公園第3種特別地域に指定されています。また、立木1号、2号、4～6号物件は水源涵養保安林に指定されています。（年度あたりの1伐区の皆伐限度面積は20haになります。）

8 特定盛土等規制区域にかかる制限

売買契約の締結から伐採・搬出作業の完了までに、本物件が新たに宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下、「盛土規制法」という。）第26条に規定する特定盛土等規制区域に指定された場合は、盛土規制法を遵守し、森林作業道等の作設を行ってください。

なお、規制区域の指定日以前に、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理を行

っている場合には、府県知事等の許可は不要ですが、買受人が工事主として府県知事等への届出が必要になります。

9 国有林外の土地の使用

立木の搬出などで民有地を使用する場合は、買受人が地権者等と交渉し承認を得てください。（土地及び支障木等について補償が必要な場合には、買受人の負担となります。）

10 作業予定表の提出

作業着手にあたっては、売買契約締結時に手交する別紙9「作業予定表」に必要事項を記入し、作業着手前に管轄の森林事務所へ提出してください。

11 その他

(1) 既存の林道・作業道等及びアクセスに使用する公道等を運搬等により傷めた場合、買受人の負担において修理してください。

公道等に対し、伐採・搬出等に伴う倒木・落石等で一般車両の通行の妨げや被害が生じないよう万全の対策を行ってください。

また、公道等を占有する必要がある場合は、買受人が関係機関へ許可申請などの手続きを行うものとし、この手続きが完了した後に作業を行ってください。

(2) 林地残材を発生させないよう伐採木の搬出に努めてください。また、末木枝条、端尺材についても可能な限り搬出することとし、やむを得ず存置する場合は、谷川や急傾斜地など流出のおそれのある場所に放置せず、区域内の平坦地又は緩傾斜地に崩れないよう集積してください。

(3) 森林作業道作設等に伴う水質汚濁の防止に努めてください。

(4) 売払物件区域周辺の立木の保護に努めるとともに損傷を与えないように留意してください。

(5) 林道通行にあたっては、他物件における搬出作業や他事業と競合する可能性があります。その場合は、関係事業者等間で調整を図った上で利用するようにしてください。

令和 年 月 日

分任契約担当官
和歌山森林管理署長 澤井 良一 殿

買受人
住所

氏名

個人情報の取扱いに関する誓約書

令和 年 月 日付で売買契約を締結した、下記の物件に係る費用負担者の個人情報の取扱いについて、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

1. 売買物件

- (1) 所在場所
- (2) 面積
- (3) 樹種及び数量
- (4) 売買代金

2. 誓約事項

- (1) 貴署から提供された費用負担者の個人情報については、上記売買物件に係る分収金振込手続にのみ使用する。
- (2) 貴署から提供された費用負担者の個人情報については、厳重に保管・管理の上、第三者に開示・漏洩しない。
- (3) 分収金振込手続が完了した時、又は貴署から返還指示があった時は、速やかに貴署の指示に従い、返還又は安全な方法により廃棄処分を行う。
- (4) 本誓約事項に違反し、貴署又は費用負担者、その他第三者に損害を与えた場合、貴署の指示に従い、個人情報の安全を保護するために必要な措置を講じるとともに、買受人の負担においてその損害の全てを賠償する。
- (5) その他、本誓約事項に定めのない事項については、貴署と協議の上、実施する。

供託予定箇所一覧表

※入札公告時点

入札番号	国有林	供託先	供託者数
立木 1 号	高野山国有林 2 1 0 い林小班	大阪法務局 本局	1 名
		計	1 名
立木 2 号	高野山国有林 2 1 0 い・ろ林小班	神戸地方法務局 尼崎支局	1 名
		大阪法務局 本局	1 名
		徳島地方法務局 本局	1 名
		計	3 名
立木 3 号	高野山国有林 2 1 8 は 1 林小班	該当なし	0 名
		計	0 名
立木 4 号	高野山国有林 2 1 8 は 1, 2 1 9 は林小班	大阪法務局 本局	2 名
		大阪法務局 富田林支局	1 名
		横浜地方法務局 本局	1 名
		京都地方法務局 本局	1 名
		計	5 名
立木 5 号	高野山国有林 2 1 9 に林小班	大阪法務局 本局	1 名
		大阪法務局 富田林支局	5 名
		神戸地方法務局 西宮支局	1 名
		計	7 名
立木 6 号	高野山国有林 2 2 0 ろ林小班	該当なし	0 名
		計	0 名

主伐時における伐採・搬出指針

1 目的

森林資源が本格的な利用期を迎える中、森林の有する多面的機能を確保しつつ、森林資源を循環利用し、適切な森林整備を推進することが求められている。

一方、前線や台風等に伴う豪雨が頻発し、山地災害の激甚化及び多様化により、山地の崩壊等の発生に対する住民の関心が高まっている。

このため、立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ、立木の伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮すべきである。

これらを踏まえ、本指針は、林業経営体等が主伐時における立木の伐採・搬出に当たって考慮すべき最低限の事項を目安として示すものである。

本指針の内容については、市町村森林整備計画における計画事項を踏まえ、現場で作業を行う林業経営体等、森林所有者、施業の発注者、森林施業プランナーその他の立木の伐採・搬出に関わる関係者が熟知すべきものである。

なお、主伐後の再造林等に継続的に用いられる道については、集材路ではなく、「森林作業道作設指針」（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知）に基づく森林作業道として作設するものとする。

2 定義

- (1) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいう。なお、「森林作業道作設指針」に基づく間伐等による木材の集材及び搬出並びに主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道とは区別する。
- (2) 土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいう。

3 伐採の方法及び区域の設定

- (1) 立木の買付け又は伐採の作業受託を行う際には、持続的な林業の確立に向け、森林所有者等に対して再造林の必要性等を説明し、その実施に向けた意識の向上を図るとともに、伐採と造林の一貫作業の導入等による作業効率の向上に努めるものとする。
- (2) 立木の伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を超えて伐採する誤伐を行わないように、あらかじめ伐採する区域の明確化を行うものとする。
- (3) 土砂の流出又は林地の崩壊の危険のある箇所、溪流沿い、尾根筋等において伐採を行う際には、森林所有者等と話し合い、林地の保全及び生物多様性の保全に支障を来さないよう、伐採の適否及び択伐、分散伐採その他の伐採の方法並びに更新の方法を決定するものとする。
- (4) 林地の保全及び生物多様性の保全のため、保残する箇所及び樹木について森林所有者等と話し合い、必要に応じて溪流沿い、尾根筋での保護樹帯の設定、野生生物の営巣に

重要な空洞木の保残等を行うものとする。なお、やむを得ずこれらの箇所には架線や集材路を通過する場合には、その影響範囲が最小限となるよう努めるものとする。

- (5) 地形、地質、土質、気象条件等を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分に考慮し、伐採する区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採すること、帯状又は群状に伐採すること等により複層林を造成するなど伐採を空間的及び時間的に分散させるものとする。

4 集材路及び土場の計画及び施工

集材路及び土場については、主伐時における伐採・搬出に当たっての一時的な利用を前提としているため、原則として丸太組工、暗きょ等の構造物を必要としない配置とし、以下に留意するものとする。

(1) 林地保全に配慮した集材路及び土場の配置及び作設

- ① 資料及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、気象条件、湧水、地表水の局所的な流入などの水系、土砂の流出又は地割れの有無等を十分に確認するものとする。その上で、集材路又は土場の作設によって土砂の流出又は林地の崩壊が発生しないよう、地形に合わせた作業システム（集材方法及び使用機械）を選定し、地形及び地質の安定している箇所を通過する必要最小限の集材路又は土場の配置を計画するものとする。
- ② 立木の伐採・搬出に当たっては、地形、地質、土質、気象条件等に応じて路網と架線を適切に組み合わせるものとする。特に、急傾斜地など現地条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所（※）において立木の伐採・搬出する場合には、地表を損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材により行うものとする。また、やむを得ず集材路又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支えるなどの十分な対策を講じるものとする。

※林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所の例

- ・ 地山傾斜 35° 以上の箇所
 - ・ 火山灰、軽石、スコリア、マサ土、粘性土の箇所
- ③ 集材路又は土場の作設開始後も土質、水系その他の伐採現場の状態に注意を払い、集材路及び土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるようにする。
 - ④ 集材路の線形については、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高線に合わせるものとする。
 - ⑤ ヘアピンカーブを設置する必要がある場合においては、尾根部その他の地盤の安定した箇所に設置するものとする。
 - ⑥ 集材路又は土場の作設により露出した土壌から土砂が流出し、濁水や土砂が溪流へ直接流入することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、集材路及び土場は溪流から距離をおいて配置する。また、土質が溪流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場合は、集材路又は土場の作設を可能な限り避けるものとする。やむを得ず

作設を行う必要があるときは、土砂が溪流に流出しないよう必要に応じて編柵工等を設置するものとする。

- ⑦ 集材路については、沢を横断する箇所が少なくなるように配置するものとする。急傾斜地の0次谷を含む谷地形や破碎帯など一般的に崩壊しやすい箇所をやむを得ず通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土等を適切に実施するものとする。
- ⑧ 伐採する区域内のみで集材路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合には、当該区域の隣接地を経由するよう努めるものとする。このとき、集材路の作設に当たっては、当該隣接地の森林所有者等と調整等を行うものとする。

(2) 周辺環境への配慮

- ① 集材路及び土場については、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避けるものとする。ただし、やむを得ず作設する場合は、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象に対し土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象の上方に丸太柵工等を設置する等の対策を講じるものとする。
- ② 生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生育又は生息情報を知ったときは、線形及び作業の時期の変更等の必要な対策を検討し実施するものとする。
- ③ 集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路及び土場の配置及び作設方法となるよう調整するものとする。

(3) 路面の保護と排水の処理

集材路及び土場を安定した状態で維持するためには、適切な排水処理を行うことが重要である。

このため、原則として路面の横断勾配を水平にした上で、縦断勾配を可能な限り緩やかにし、かつ、波形勾配を利用することにより、こまめな分散排水を行うものとする。これによることが困難な場合又は地下水の湧出、地形的な条件による地表水の局所的な流入若しくは滞水がある場合は、状況に適した横断溝等を設置するものとする。

このほか、以下の点に留意するものとする。

- ① 横断溝等については、路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり、溪流横断の有無等を考慮して、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置するものとする。
- ② 横断溝等やカーブを利用して分散排水するものとする。
排水が集中する場合は、安全に排水できる箇所(安定した尾根部や常水のある沢等)をあらかじめ決めておくものとし、排水先に適した箇所がない場所では、素掘り側溝等により導水するものとする。
- ③ 溪流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、作業期間中はその維持管理を十分に行うとともに、作業終了時には可能な限り原状に復旧するものとする。

- ④ 洗い越し施工を行う場合においては、横断箇所集材路の路面に比べ低い通水面を設けることで、流水の路面への流出を避けるようにする。通水面については、一箇所に流水が集中して流速が高まることのないよう、水が薄く流れるように設計し、洗い越しの侵食を防止するものとする。越流水が生じても水の濁りが発生しにくくなるよう大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、土砂の流出のおそれがある場合は、撤去するものとする。
- ⑤ 曲線部に雨水が流入しないよう、曲線部上部入口手前で排水するものとする。
- ⑥ 地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合は、大雨時の状況も想定した上で、適切な形状及び間隔で側溝や横断排水施設を設置し排水するものとする。
- ⑦ 丸太を利用した開きよ等を設置する場合は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮するものとする。また、横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石で水たたきを設置する、植生マットで覆う等の処理を行うものとする。
- ⑧ 水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて盛土のり面の保護措置をとるものとする。なお、木材等の積載時の下り走行におけるブレーキの故障及び雨天又は凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避けるものとする。

(4) 切土・盛土

集材路及び土場については、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。

締固めの効果は、

- ・ 荷重が載ったときの沈下を少なくすること
- ・ 雨水の浸透を防ぎ土地の軟化や膨張を防ぐこと
- ・ 土粒子のかみ合わせを高め、土構造物に強さを与えること

などにあることを十分理解し、林業機械等が安全に通行できる路体支持力が得られるよう施工するものとする。

また、切土又は盛土の量を抑えるために、幅員や土場等の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとし、切土又は盛土の量を調整するなど原則として残土処理が発生しないようにするものとする。やむを得ず残土が発生しそれを処理する場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）をはじめとする各種法令に則して適切に処分する。

① 切土

切土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、林業機械等の作業に必要な空間などを考慮しつつ、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行う。

切土高は傾斜が急になるほど高くなるが、ヘアピンカーブの入口など局所的に 1.5m を超えざるを得ない場合を除き、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し 1.5m 程度以内とすることとし、高い切土が連続しないようにすることが望ましい。

切土のり面勾配については、よく締まった崩れにくい土砂の場合は6分、風化の進度又は節理の発達の違い岩石の場合は3分を標準とし、地形、地質、土質、気象条件等の条件に応じて切土のり面勾配を調整するものとする。

なお、土質が、岩石であるときや土砂であっても切土高が1.2m程度以内であるときは、直切が可能な場合があり、土質を踏まえ検討するものとする。

崖すいでは切土高が1mでも崩れる一方、シラスでは直切が安定するなどの例もあり、直切の可否は土質、近傍の現場の状況等を基に判断する。

② 盛土

ア 盛土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、集材路の幅員、林業機械等の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行うものとする。

堅固な路体を作るため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30cm程度の厚さとなるよう十分に締め固めて施工するものとする。

イ 盛土のり面勾配については、盛土高や土質等にもよるが、概ね1割より緩い勾配とする。やむを得ず盛土高が2mを超える場合は、1割2分より緩い勾配とする。

ウ ヘアピンカーブにおいては、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締固めを繰り返すなどして、路体に十分な強度をもたせるようにする。

エ 小溪流や沢、湧水が見られる箇所、地形的な条件による地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ずそのような場所に盛土する場合には、4(3)に留意して横断溝等を設置するものとする。

オ 盛土の土量が不足する場合は、安易に切土を高くして山側から谷側への横方向での土量調整を行って補うのではなく、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行うものとする。

5 伐採・造材・集運材における作業実行上の配慮

(1) 集材路及び土場については、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設するなどの措置を講じるものとする。

(2) 集材路又は土場の路面のわだち掘れ、泥濘化及び流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。やむを得ず通行する場合には、丸太の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止するものとする。

(3) やむを得ず伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条及び残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施するものとする。

6 事業実施後の整理

(1) 枝条及び残材の整理

- ① 枝条及び残材については、木質バイオマス資材等への有効利用に努めるものとする。
- ② 枝条又は残材を伐採現場に残す場合には、以下の点に留意するものとする。
 - ア 伐採後の植栽作業を想定して、伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するとともに、造林事業者が決まっている場合は、造林事業者と現場の後処理等の調整を図るものとする。
 - イ 林地の表土保護を目的とした枝条の敷設による整理を行うなど、枝条又は残材を置く場所を分散させ、杭を打つなどの対策を講じるものとする。
 - ウ 天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないように留意し、枝条等を山積みをするのを避けるものとする。
 - エ 枝条等が出水時に溪流に流れ出ること、雨水を滞水させること等により林地崩壊を誘発することがないように、沢に近い場所、溪流沿い、集材路、土場、林道等の道路脇に積み上げないものとする。

(2) 集材路及び土場の整理

- ① 集材路及び土場については、原則として植栽等により植生の回復を促すものとする。また、路面水の流下状況等を踏まえ、植生が回復するまでの間、土砂の流出等が抑えられるよう、十分な深さの横断溝等、植生回復まで耐えうる排水処置を行うものとする。なお、植生回復のため作設時に剥ぎ取った表土の埋め戻しを行う場合は、これらの表土が流出しないようしっかりと締め固めるものとする。
- ② 立木の伐採・搬出に使用した資材、燃料等の確実な整理及び撤去を行うものとする。

(3) 森林所有者等の現地確認

全ての作業が終了し、伐採現場を引き上げる前に、伐採現場における枝条及び残材の整理の状況、集材路及び土場の整理の状況等を造林の権原を有する森林所有者等と現地で確認し、必要な措置を行うものとする。

7 その他

- (1) 集材路及び土場の作設に当たって、傾斜 35° 以上の箇所、保全対象が周囲に存在する箇所、一般的に崩壊しやすい箇所又は溪流沿いの箇所を通過する場合は、丸太組工等の構造物を設置する森林作業道として作設するものとし、当該構造物の設置により経済性を失う場合、環境面及び安全面での対応が困難な場合は、林道とタワーヤード等の組合せによる架線集材を行うものとする。
- (2) 集材路又は土場の作設を含む立木の伐採・搬出に当たっては、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）その他の関係法令に基づく各種手続（許可、届出等※）を確実にを行うものとする。

※許可や届出の例

- ・ 林地開発許可（法第 10 条の 2）
- ・ 伐採及び伐採後の造林の届出（法第 10 条の 8）
- ・ 保安林における立木の伐採の許可（法第 34 条第 1 項）

- ・ 保安林における作業許可（法第 34 条第 2 項）
- (3) 林業経営体等は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組むものとする。
 - (4) 本指針については、全国の事例を基に適宜見直しを行っていくものとする。
 - (5) 地質の特性や排水施設的具体例等を整理した「森林作業道作設指針の解説」も参考にされたい。

伐採及び搬出に係るチェックリスト

年 月 日

伐採する者：

森林の所在場所：

チェック項目	確認
<p>(1) 伐採の方法及び区域の確認</p> <p>① 伐採する区域の事前確認を行う。</p> <p>② 林地や生物多様性の保全に配慮し伐採を行う。森林管理署等が示す保護樹帯や保残木を保全する。</p>	<p><input type="checkbox"/></p>
<p>(2) 林地保全に配慮した森林作業道・土場の配置・作設</p> <p>① 森林作業道・土場の作設によって土砂の流出・林地の崩壊が発生しないよう集材方法や使用機械を選定（特約事項等で特定される場合を除く。）し、森林作業道・土場の配置を必要最小限にする。</p> <p>② 地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に組み合わせる。急傾斜地など森林作業道の作設等により林地の崩壊を引き起こすおそれがある場合等は、架線集材とする。</p> <p>③ 土場の作設では法面を丸太組みで支える等の崩壊防止対策等を講じる。</p> <p>④ 森林作業道・土場の作設開始後も土質、水系等に注意し、林地の保全に配慮する。</p> <p>⑤ 森林作業道の線形は、極力等高線に合わせる。</p> <p>⑥ ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所を設置する。</p> <p>⑦ 森林作業道・土場は溪流から距離をおいて配置する。</p> <p>⑧ 伐採現場の土質が粘性土の場合は、森林作業道・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が溪流に流出しない工夫をする。</p> <p>⑨ 森林作業道は、沢筋を横断する箇所が少なくなるよう配置する。急傾斜地の0次谷や破碎帯等を通過する場合は、通過する区間を極力短くし、排水処理等を適切に実施する。</p> <p>⑩ 伐採区域のみで森林作業道の適切な配置が困難な場合には、立会のうえ調整し隣接地を経由する。</p>	<p><input type="checkbox"/></p>
<p>(3) 周辺環境への配慮</p> <p>① 森林作業道・土場は、人家、道路、鉄道等の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避ける。</p> <p>② やむを得ず作設する場合は、保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。</p>	<p><input type="checkbox"/></p>
<p>(4) 生物多様性と景観への配慮</p> <p>① 希少な野生生物の生息等を知った場合は、森林管理署長等と協議のうえ線形及び作業時期の変更等を実施する。</p> <p>② 集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の森林作業道・土場の配置とする。</p>	<p><input type="checkbox"/></p>

チェック項目	確認
<p>(5) 路面の保護と排水の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 路面の横断勾配を水平に、縦断勾配をできるだけ緩やかにし、波形勾配によりこまめな分散排水を行う。困難な場合等は状況に適した横断溝等を設置する。 ② 横断溝等は、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。 ③ 安全に排水できる箇所をあらかじめ決め、素掘り側溝等により導水する。 ④ 溪流横断箇所は可能な限り原状復旧する。 ⑤ 洗い越し施工では、横断箇所では路面より低い通水面を設ける。 ⑥ 曲線部では上部入口手前で排水する。 ⑦ 開きよ等は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮する。横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩等の水たたきを設置する。 ⑧ 水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側を低くする排水方法とする場合は、盛土のり面の保護措置をとる。カーブの谷側を低くすることは避ける。 	<input type="checkbox"/>
<p>(6) 切土・盛土</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 森林作業道の幅員及び土場の広さは必要最小限にする。 ② 切土又は盛土の量を調整するなど、原則として残土処理が発生しないようにする。残土が発生した場合は、盛土規制法等に則して適切に処分する。 ③ 切土高は1.5m程度以内を目安（ヘアピン区間を除く。）とし、高い切土が連続しないようにする。 ④ 切土のり面勾配は地形等の条件に応じて調整する（土砂の場合は6分、岩石の場合は3分が標準の目安）。 ⑤ 盛土は地形、幅員、林業機械の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行う。 ⑥ 盛土のり面勾配は概ね1割、やむを得ず盛土高が2mを超える場合は1割2分より緩くすることを目安とする。 ⑦ 地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ず盛土する場合には、横断溝等を設置する。 	<input type="checkbox"/>
<p>(7) 作業実行上の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 森林作業道・土場は、土砂の流出を防止するため、路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。 ② 降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。 ③ 伐採現場が人家、道路等の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施する。 	<input type="checkbox"/>
<p>(8) 事業実施後の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 枝条等を伐採現場に残す場合は、伐採後の植栽等を想定して枝条等を整理する。 ② 表土保護のための枝条敷設等の場合は、置く場所を分散し、杭を打つなどの対策を講じる。 ③ 天然更新を予定している区域では、枝条等がその妨げにならないようにする。 ④ 枝条等が出水時に溪流に流れ出たりしないよう、溪流沿い等に積み上げない。溪流に流れ出たり、林地崩壊を誘発することがないように、適切な場所に整理する。 ⑤ 森林作業道・土場は横断溝等の排水処置を行う。 ⑥ 伐採・搬出に使用した資材・燃料等は確実に整理、撤去する。 ⑦ 伐採現場を引き上げる前に、森林作業道・土場の枝条等の整理の状況について森林管理署長等から手直し等の指示があった場合は、必要な措置を講じる。 	<input type="checkbox"/>

森林作業道作設仕様書

(総則)

第1条 この仕様書は、森林作業道作設指針(平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知)に基づき、近畿中国森林管理局管内の地形、地質、土質、気象条件、施工事例等を踏まえて定めたものであり、目標とする森林づくりのための基盤であるため、対象区域で行う森林施業を見据え、安全な場所に、経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫に作設するものとし、作設に当たっては本仕様書によることとする。

なお、本仕様書に特に定めのないものについては、当該指針によることを基本とする。

(用語の定義)

第2条 森林作業道とは、間伐等による木材の集材、搬出、主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる道である。

(規格構造等)

第3条 林業機械等については、9～13トクラス(バケット容量0.45m³クラス)以下による6m材の搬出を見込むものとする。

2 幅員は3.0m(急傾斜地は2.5m)とし、作業の安全性、作業性の確保から当該作業を行う区間に限って、必要最小限の余裕として0.5m程度(全余裕幅)を付加することができることとする。

3 縦断勾配は、集材、搬出、苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、安全に上り走行・下り走行ができることを基本とし、概ね10°(18%)以下とし、やむを得ない場合は、短区間に限り概ね14°(25%)程度とする。

4 急勾配区間と曲線部の組合せは極力避けることとし、やむを得ない場合は、曲線部を拡幅するものとする。

また、下り走行時の安全を確保する観点から、S字カーブを連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるものとする。

5 横断勾配については、原則として水平とする。

(路線設計等)

第4条 路線計画は、次の事項を検討した路線計画図(1/5000の図面)を作成し提出することとする。

なお、路線計画を変更する場合は、変更計画を速やかに提出することとする。

2 路線選定に当たっては、人家、施設、水源地等の保全施設を確認し、保全対象に直接被害を与える箇所は避け、地形・地質の安定している箇所を通過するとともに、林道等の接続については地形を考慮した接続方法を適切に決定する。

3 やむを得ず急傾斜地の0次谷を含む谷地形や破碎帯などを通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土を適切に計画し、現

地に適した構造物を設置する。

- 4 線形は、地形に沿わせた屈曲線形、分散排水を考慮した波形勾配とし、環境への影響に配慮した必要最低限の路網密度とする。
- 5 造材、積込み、造材資材の荷卸、待避、駐車のためのスペース等の、作業を安全かつ効率的に行うための平地や空間を適切に配置する。
- 6 丸太組工、石積工等の簡易な構造物以外の構造物が必要な箇所は迂回する。
- 7 小渓流、沢、湧水がみられる箇所において、地形的な条件による地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しないものとする。
- 8 土構造を基本とすることから、縦断勾配を可能な限り緩やかにし、かつ、波形勾配とすることにより、こまめな分散排水を行うとともに、排水先については安全に排水できる箇所（安定した尾根部や常水のある沢等）とする。
- 9 曲線部に雨水が流入しないよう、曲線部上部入口手前で排水する。
- 10 地下水の湧水、地形的な条件による地表水の局地的な流入、滞水がある場合は、大雨時の状況も想定した上で、適正な形状及び間隔で、側溝や横断排水施設、水たたき等を設置し、排水する。

（法令等の遵守）

- 第5条 森林作業道の作設に当たり、森林法、河川法等の関係法令に係る手続が必要な場合は、適切に行うものとする。
- 2 施工中にやむを得ず残土が発生しそれを処理する場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）をはじめとする各種法令に則して適切に処分するものとする。

（施工等）

- 第6条 施工に当たっての考え方は、路体は堅固な土構造によることを基本とし、路体の締固めを十分に行い、路体支持力が得られるよう施工する。構造物は地形・地質、土質等の条件から、必要な場合には、現地条件に応じた規格・構造の施設を設置するものとする。

なお、原則として片切片盛とし、切土量・盛土量の均衡に努め、土運搬を最小限にとどめるとともに、残土を発生させないようにする。

- 2 切土高は、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し1.5m程度以内とし、高い切土が連続しないよう注意する。局所的に切土高が高くなる場合には、切土のり面勾配を、よく締まった崩れにくい土砂の場合は6分、風化の進度又は節理の発達の違い岩石の場合は3分を標準とし、地形、地質、土質、気象条件等の条件に応じて切土のり面勾配を調整する。

なお、直切りする場合は、土質、近傍の施工事例の状況をもとに判断する。

- 3 盛土については、以下の各号に留意して施工することとする。
 - (1) 堅固な路体をつくるため、地山を段切りして複数層に基盤をつくった上で、各層ごとに概ね30cm程度の厚さとなるよう十分に締固めて仕上げ、路体の強度を得るものとする。

なお、緊結度の低い土砂土質の場合は、盛土部分と地山を区分しないで、路体全体について盛土を行う。

(2) のり面勾配は、盛土高や土質等にもよるが、概ね1割より緩い勾配とする。

なお、盛土高が2mを超える場合は、1割2分より緩い勾配とする。

(3) 根株やはぎ取り表土を盛土のり面保護に利用する場合には、土質、根株の大きさや支持根の伸び、萌芽更新の容易性などを吟味して行うものとする。

4 曲線部については、林業機械が安全に走行できるよう、内輪差や下り旋回時のふくらみ等に対する余裕を考慮して、曲線部の拡幅を確保する。

5 簡易構造物等については、以下の各号に留意して施工することとする。

(1) 安全の確保や路体の維持に必要な箇所については、丸太組工、ふとんかご等の簡易な構造物や2次製品の設置、石積み工法等により施工する。

(2) 締固めが効かない土質の箇所で掘削を行う場合は、深層の深さに応じて、表土の剥ぎ取り（表土ブロック積工）や深層との混ぜ合わせ（天地返し）等の工夫を施すものとする。

6 排水施設については、下以下の各号に留意して施工することとする。

(1) 路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり、溪流横断の有無等を考慮して、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。

(2) 丸太を利用した開きよやゴム板などを利用した横断排水施設を設置する場合は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮する。

(3) 横断排水施設の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石で水たたき等を設置する。

(4) 小溪流を横断する場合は、基本的に転石や丸太などを活用した洗越工で施工する。

(5) 排水が集中するような場合は、安全に排水できる箇所（安定した尾根部や常水のある沢等）を決めておき、適した場所がない場合は側溝等により導水するものとする。

7 立木の伐開幅については、以下の各号に留意して施工することとする。

(1) 開設区間の箇所ごとにおける斜面の方向、気象条件、土質条件及び風衝等を考慮し、必要最小限とする。

(2) 路線谷側に沿った立木については、路肩部分を保護し、車両の転落防止のため、林業機械等の走行の支障とならない範囲で残存するものとする。

（その他）

第7条 事業終了時に持続可能な森林作業道の維持管理のため、崩土除去、路肩の強化、横断排水施設の設置、路面整正、枝条散布等による路面の養生等の路面・路肩の浸食防止処置等を施工する。

なお、谷部等湧水のある箇所に設置した排水溝については原則として開きよとする。

作業予定表

立木買受者 _____
担当者氏名 _____
担当者携帯電話番号 _____

- 1 作業場所 _____ 国有林(官行造林地) _____ 林小班
- 2 作業期間 自 _____年_____月 _____ 至 _____年_____月
(作業着手月日 _____)
(作業中断期間 _____)
- 3 作業実行者 所在地 _____
会社名 _____
代表者 _____
電話番号 _____

※ 作業実行者と立木買受者の関係(自社・受託を記載) _____

- 4 現場作業責任者 会社名 _____
氏名 _____
携帯電話番号 _____

5 緊急連絡体制

消防署	消防本部	電話番号	_____
労働基準監督署	労基署	電話番号	_____
警察署	警察署	電話番号	_____
森林管理署(事務所)	和歌山森林管理署	電話番号	050-3160-6120
森林事務所	森林事務所	電話番号	_____

※ 緊急時の連絡場所・方法については、作業現地の携帯電話通話可否等の状況に応じてあらかじめ定め、現場作業員及び会社事務所職員全員に周知しておくこと。

入札者注意書

入札参加者は、入札公告書、契約書案、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第4号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に非円額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
なお、所定の用紙を使用しない場合は「入札者注意書を承諾の上、入札する」旨明記すること。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
- 7 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 8 所定の時刻を過ぎた入札書は受理しません。
- 9 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 10 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とします。
 - ア 入札参加資格のない者のした入札。
 - イ 入札金額・入札者名（代理人を含む。以下同じ。）の確認ができないもの。
 - ウ 入札書に入札者の署名がないもの。
 - エ 入札物件番号を付した場合にあっては、入札物件番号を確認できないもの。
 - オ 郵便入札の場合にあっては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - カ 入札保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）が定められた日時までに納付がないか、又は納付金額に不足があるとき。（但し、入札保証金の納付を免除した場合を除く。）
 - キ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - ク その他入札条件に違反した入札。
- 11 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができません。
- 12 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。
- 13 開札は入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会って行います。

- 14 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがあります。
- 15 落札となるべく同価格の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。

なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定します。
- 16 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとします。
- 17 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は入札金額（入札書に記載した金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。
- 18 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めるときは、入札の執行を中止します。
- 19 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 20 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

様式1

入札書

売払番号 立第 号

初・再 回	順位	
	落・不落	

入 札 金 額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額であるので、契約金額は上記金額の10%に相当する金額を加算した金額となること及び国有林野の産物売払規程を遵守し、公売公告書及び入札者注意書を承知のうえ、入札します。

令和6年 月 日

分任契約担当官 和歌山森林管理署長 澤井 良一 殿

住 所

氏 名

委任状

(代理人) 住 所
氏 名

上記の者を代理人と定め、下記事項を委任します。

1. 令和6年5月30日の国有林野産物公売（第2回立木公売）の入札書提出に関する件

令和 6年 月 日

委任者 住 所

会社名

氏 名

分任契約担当官

和歌山森林管理署長 澤井 良一 殿